



# お得意様価格で 売ってしまったらよくない？

**宮下** 今回のケースは、小売業者である田部さんが意図的に販売価格を安く見せかけたこと

**田部** 「もともと仕入れ価格もあいまいで、二万円の価値もない商品だったのではないか？ ぼったくり！」とご立腹です。

**宮下** どのようなくれームですか？

**田部** 一万六〇〇〇円で販売したところ、その方のご友人で、五日以前にご来店だった方の耳に入り、クレームとなったのです。

すると、そのお得意さまのご友人が別の日に来店され、同じ商品を再び希望されたので、御得意さまの手前もあるのですが、やむなく

「景表法とは消費者を守るための法律」といいますが、景表法に違反している可能性もないとはいえません。

**田部** 「景表法」とは、どのような法律なのですか？

**宮下** 景表法は、正式には「不当景品類及び不当表示防止法」といい、田部さんのような小売業者をされている方にもなじみの深い法律で、独占禁止法の特例として定められています。

売り手が消費者に対して商品の価格や内容について不当な表示をしたり過大な景品類を提供したりすることを禁止するもので、公正な競争を確保し、消費者が適正に商品やサービスを選択できる環境を守ろうとするものです。

**田部** 違反した場合は、どうなるのですか？

**宮下** 調査の結果、違反行為が認められた場合、公正取引委員会から排除命令が出されま

す。これに従わない場合、二年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金が科せられます。

**田部** 違反に当たる不当表示とは、具体的にどのようなものをいうのでしょうか？

**宮下** 大きく分けて優良誤認表示と有利誤認表示の二種類がありますが、今回問題となり得る優良誤認表示は、取り扱っている商品の品質、価格、効能などについて、実際よりも著しく優れていると消費者に誤認させるような表示をいいます。

よく摘発されている例としては健康食品があり、実際にはやせる効果が認められないのに、「よく効く」と誇大広告を行ったことに

**田部** 洋服は健康食品と違って、効能を示すような場面は考えにくいのですが。

**宮下** 洋服の場合に問題になるのは、製造国、材料の原産地、品質などについての不当な表示でしょう。

原産国表示の虚偽の違法性については、食品偽装問題でもずいぶん話題になりましたが、故意に偽った場合はもちろん、誤って表示した場合でも規制の対象になることには、留意が必要です。

**田部** はい。でも、うちはイタリアに買い付けに行っているのですが、そのあたりは問題ないと思います。

**宮下** 田部さんのような小売業者が特に注意しなくてはならないのが、製造業者から納入した製品・商品そのものに付された表示に虚偽があり、それをそのままチラシなどに掲載してしまうと、製造業者同様、景表法違反を問われるおそれがあるということです。

ですので、実際に買い付けられる際には、しっかりと商品を見極め、表示ミスや漏れなどはないかチェックする必要があります。

**田部** そうですね。今後注意します。

**宮下** 今回売っていたものがすっかりしたものであれば、景表法の違反として問題とされるおそれは小さいと思います。

しかし、それにしても、景表法上違法となる

# → 法律で解決！ ←

## 中小企業トラブルは怖くない！

監修 宮下正彦 弁護士

### 事例

田部社長は地元で人気のブティックの経営者。年数回海外に買い付けに行き、センスのよさには定評があります。

ところがある日新聞に入れた広告に対し、お客様から景表法違反ではないかとクレームをつけられました。

これまでの実績に傷をつけたくない田部社長は不安になり、宮下弁護士のもとを訪れました。

**宮下** どうされましたか。

**田部** 新聞広告に、「展示会サンプル品期間限定でお買い得。お見逃しなく」と書いたのです。

**宮下** 具体的な商品と金額も書かれたのですか？

**田部** はい、「シルクカー〇〇%イタリア製シャツ、一万六〇〇〇円（五月五日までの限定で二割引。通常価格は二万円）」としました。

**宮下** いまは五月半ばですが、その商品ももう売れてしまったのですか？

**田部** はい。人気の定番商品なので、何着か仕入れていたのです。二万円で購入予定でした。しかし、五日を過ぎてからお得意様が

来店されたので、特別に一万六〇〇〇円で販売したのです。

すると、そのお得意さまのご友人が別の日に来店され、同じ商品を再び希望されたので、御得意さまの手前もあるのですが、やむなく

「景表法とは消費者を守るための法律」といいますが、景表法に違反している可能性もないとはいえません。

**田部** 「景表法」とは、どのような法律なのですか？

**宮下** 景表法は、正式には「不当景品類及び不当表示防止法」といい、田部さんのような小売業者をされている方にもなじみの深い法律で、独占禁止法の特例として定められています。

売り手が消費者に対して商品の価格や内容について不当な表示をしたり過大な景品類を提供したりすることを禁止するもので、公正な競争を確保し、消費者が適正に商品やサービスを選択できる環境を守ろうとするものです。

景表法とは消費者を守るための法律

「景表法」とは、どのような法律なのですか？

**宮下** 景表法は、正式には「不当景品類及び不当表示防止法」といい、田部さんのような小売業者をされている方にもなじみの深い法律で、独占禁止法の特例として定められています。

売り手が消費者に対して商品の価格や内容について不当な表示をしたり過大な景品類を提供したりすることを禁止するもので、公正な競争を確保し、消費者が適正に商品やサービスを選択できる環境を守ろうとするものです。

違反した場合は、どうなるのですか？

**宮下** 調査の結果、違反行為が認められた場合、公正取引委員会から排除命令が出されま

す。これに従わない場合、二年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金が科せられます。

**田部** 違反に当たる不当表示とは、具体的にどのようなものをいうのでしょうか？

**宮下** 大きく分けて優良誤認表示と有利誤認表示の二種類がありますが、今回問題となり得る優良誤認表示は、取り扱っている商品の品質、価格、効能などについて、実際よりも著しく優れていると消費者に誤認させるような表示をいいます。

よく摘発されている例としては健康食品があり、実際にはやせる効果が認められないのに、「よく効く」と誇大広告を行ったことに

**田部** 洋服は健康食品と違って、効能を示すような場面は考えにくいのですが。

**宮下** 洋服の場合に問題になるのは、製造国、材料の原産地、品質などについての不当な表示でしょう。

原産国表示の虚偽の違法性については、食品偽装問題でもずいぶん話題になりましたが、故意に偽った場合はもちろん、誤って表示した場合でも規制の対象になることには、留意が必要です。

**田部** はい。でも、うちはイタリアに買い付けに行っているのですが、そのあたりは問題ないと思います。

**宮下** 田部さんのような小売業者が特に注意しなくてはならないのが、製造業者から納入した製品・商品そのものに付された表示に虚偽があり、それをそのままチラシなどに掲載してしまうと、製造業者同様、景表法違反を問われるおそれがあるということです。

ですので、実際に買い付けられる際には、しっかりと商品を見極め、表示ミスや漏れなどはないかチェックする必要があります。

**田部** そうですね。今後注意します。

**宮下** 今回売っていたものがすっかりしたものであれば、景表法の違反として問題とされるおそれは小さいと思います。

しかし、それにしても、景表法上違法となる